

条例の一部改正や一般会計補正予算が可決

6月14日から22日までの9日間を会期として、6月定例町議会が開催されました。

今議会では、条例の一部改正や人権擁護委員の推薦同意及び一般会計補正予算など5議案のほか、繰越明許費計算書の報告があり、いずれも原案のとおり可決されました。



議案

▼横芝町母子家庭・父子家庭等医療費等の助成に関する条例の一部改正

千葉県母子家庭・父子家庭等医療費等の助成事業補助金交付要綱及び同実施要領の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部について所要の改正を行った。

▼特別職の職員の給料の特例に関する条例の廃止

町税の収納にあたり多額の収入未済額が発生し、税収の確保に適正を欠いたことから、町長、助役、収入役の給与について、平成13年10月から12月までの間、支給額の10%を減ずる措置を行うため

制定したものであり、既に減額対象期間を経過し不要となったので本条例を廃止した。

▼特別職の職員の給料の特例に関する条例の制定

町の自主財源である固定資産税のうち家屋に対する賦課誤りがあり、多年にわたり税負担の公平性を欠き、多額の返還金等が生じたことから、「特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例」で定める町長の給料について、本年7月から9月までの間、支給額の10%を減ずる措置を行うため、本条例を制定した。

▼人権擁護委員の推薦

本年8月31日をもって任期満了となる人権擁護委員、伊藤光一氏（本町）を引き続き同委員に推薦することに同意した。

▼平成16年度横芝町一般会計補正予算

諸収入及び前年度繰越金等を財源とし、北清水桜台集会所新築工事、千葉海区漁業調整委員会委員選挙費等、16

06万3千円を追加し、総額50億8640万3千円とした。

報告

▼繰越明許費繰越計算書

平成15年度横芝町一般会計補正予算で繰越明許費の設定があった横芝町住宅改築防音工事補助金について、繰越計算書が報告された。

・翌年度繰越額

123万4千円

（※繰越明許費とは、年度内に支出を終了することができない経費について、特別に、翌年度1年間に限り繰越して使用することができるといいます。）

陳情・請願

▼義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書

▼騒音評価方式変更に関する意見書

▼牛熊集落の水田排水路整備に関する要望

これら、3件の陳情及び請願について採択した。